

様式第3号（第4条関係）

笠岡市青空農園使用誓約書

私は、笠岡市青空農園を使用することについて、下記の事項を遵守し、万一違反した場合は、いかなる処置をとられても一切異議は申しません。

（総則）

第1 農園を使用するに当たり、笠岡市青空農園条例、同条例施行規則等その他関係する規程を遵守します。

（農園の返還）

第2 使用期間が満了したとき、又は使用を取り消され若しくは使用途中において使用中を中止したときは、使用区画を速やかに原状に復して返還します。

（損害賠償）

第3 天災・鳥獣・病害虫等による作物等の損害又は他の使用者との間における紛争等により損害が生じた場合は、笠岡市に対し損害賠償請求等一切異議申し立てはしません。

第4 使用者の責めにより農園又は農園施設等に損害を与えたときは、その損害の額を賠償します。

（遵守事項）

第5 使用に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守します。

- （1）使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- （2）果樹、苗木、高さ1メートル以上となる花きの類は作付けしないこと。
- （3）営利を目的に使用しないこと。
- （4）みだりに使用許可された区画以外に立ち入ったり、不法駐車等他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- （5）廃物、汚物、資材等の農園管理に必要な物の搬入及び耕土の搬出をしないこと。
- （6）建物及び工作物、その他これに類するものを設置しないこと。
- （7）農薬はできるだけ使用しないこと。
- （8）使用において生じた野菜等の残存物は堆肥化などを考え、ゴミは各自持ち帰ること。
- （9）農園使用料を滞納しないこと。
- （10）その他善良な農園管理を行うこと。

（取消等の規定）

第6 次の各号に掲げる事項が生じたときは、農園の使用許可を取り消されても笠岡市に

対し一切異議申し立ては行いません。

- (1) 笠岡市青空農園条例，同条例施行規則，その他関係する規定に違反したとき。
- (2) 使用許可された農園の管理を3箇月以上放棄しているとみなされるとき。
- (3) 他の利用者に損害を与えるような行為があったとき。
- (4) 使用許可申請書の使用者欄に記載された者以外の第三者に区画を利用させたとき。
- (5) 営利を目的に使用したとき。
- (6) 農園使用料を滞納したとき。

(設備等の利用)

第7 青空農園内の設備やその他耕作用の器具などを使用した場合，その後の管理運営に支障がないよう使用後の清掃・整頓を励行します。

(権利)

第8 使用については，借地権・小作権等農園使用上の権利は，一切生じないことを了承します。

令和 年 月 日

農園開設者

笠岡市長 殿

申請者 住所

氏名

印

利用する農園の名称	区画番号	農園面積
笠岡市青空農園		m ²